

議案第82号

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準
に関する条例の改正について

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準
に関する条例の一部を改正する条例

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関
する条例（平成22年佐野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「区域」を「区域等」に改め、同条中「指定する土地の
区域」の次に「（以下「指定区域」という。）」を、「含まないもの」の次
に「のうち市長が指定するもの」を加え、同条第1号中「離れた地点を結ん
だ線に囲まれた土地の区域に当該区域に隣接する5ヘクタール未満の土地を
加えた」を「以内の距離で隣接する」に改め、同条に次の5項を加える。

- 2 指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等
土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、
これにより難しい場合は、町界、字界等により定めるものとする。
- 3 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、佐野市都市
計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなけ
ればならない。
- 5 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 前3項の規定は、指定区域の指定の解除及び変更について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に申
請する都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35

条の2第1項又は第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請したこれらの許可については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の第3条第3項の規定による佐野市都市計画審議会の意見の聴取は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 8 2 号参考資料

佐野市都市計画法第 3 4 条第 1 1 号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の<u>区域</u>)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域で都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないものとする。</p> <p>(1) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物（市街化区域（工業専用地域である区域を除く。）に存するものを含む。）が連なっている地域から50メートル離れた地点を結んだ線に囲まれた土地の区域に当該区域に隣接する<u>5ヘクタール未満の土地を加えた土地の区域</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の<u>区域等</u>)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域で都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないもの<u>のうち、市長が指定するもの</u>とする。</p> <p>(1) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物（市街化区域（工業専用地域である区域を除く。）に存するものを含む。）が連なっている地域から50メートル<u>以内の距離で隣接する土地の区域</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、町界、字界等により定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、佐野市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u></p> <p><u>6 前3項の規定は、指定区域の指定の解除及び変更について準用する。</u></p>